

社会福祉法人 夢

役員及び評議員と評議員選任・解任委員会の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 夢（以下「この法人」という。）定款第九条・第二三条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第四五条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は原則として月額あるいは年額とする。非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第九条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 この法人の常勤の監事の報酬総額は別表第2「常勤監事の報酬」に定める金額の範囲内とし各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表3「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 4 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表4「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会

の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

5 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表第5に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一

定の定まった日に支払うものとするとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員と評議員解任・専任委員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 交通費は、別表6に定めるとおりとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 夢

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 別表

別表 1

役員報酬の年度の総額の上限額

15,000,000×対象常勤役員数(1名以上2名以内)

役員報酬の月額表

号	報酬月額	月額×12	号	報酬月額	月額×12	号	報酬月額	月額×12
第1号	600,000	7,200,000	第21号	1,000,000	12,000,000	第41号	1,400,000	16,800,000
第2号	620,000	7,440,000	第22号	1,020,000	12,240,000	第42号	1,420,000	17,040,000
第3号	640,000	7,680,000	第23号	1,040,000	12,480,000	第43号	1,440,000	17,280,000
第4号	660,000	7,920,000	第24号	1,060,000	12,720,000	第44号	1,460,000	17,520,000
第5号	680,000	8,160,000	第25号	1,080,000	12,960,000	第45号	1,480,000	17,760,000
第6号	700,000	8,400,000	第26号	1,100,000	13,200,000	第46号	1,500,000	18,000,000
第7号	720,000	8,640,000	第27号	1,120,000	13,440,000	第47号	1,520,000	18,240,000
第8号	740,000	8,880,000	第28号	1,140,000	13,680,000	第48号	1,540,000	18,480,000
第9号	760,000	9,120,000	第29号	1,160,000	13,920,000	第49号	1,560,000	18,720,000
第10号	780,000	9,360,000	第30号	1,180,000	14,160,000	第50号	1,580,000	18,960,000
第11号	800,000	9,600,000	第31号	1,200,000	14,400,000	第51号	1,600,000	19,200,000
第12号	820,000	9,840,000	第32号	1,220,000	14,640,000			
第13号	840,000	10,080,000	第33号	1,240,000	14,880,000			
第14号	860,000	10,320,000	第34号	1,260,000	15,120,000			
第15号	880,000	10,560,000	第35号	1,280,000	15,360,000			
第16号	900,000	10,800,000	第36号	1,300,000	15,600,000			
第17号	920,000	11,040,000	第37号	1,320,000	15,840,000			
第18号	940,000	11,280,000	第38号	1,340,000	16,080,000			
第19号	960,000	11,520,000	第39号	1,360,000	16,320,000			
第20号	980,000	11,760,000	第40号	1,380,000	16,560,000			

役員報酬の役位別上限額表(年額)

役位	医師の場合	医師以外の場合
理事長	19,200,000円(第51号) 100%	16,320,000円(第39号) 85%
業務執行理事	15,360,000円(第35号) 80%	12,960,000円(第25号) 68%

別表2 常勤監事の報酬

- ・年総額壹百万円までの範囲内
- ・理事会、評議員会、監査の出席等、必要の都度、謝金として1人一律壹万円までの範囲内
(源泉税部分は法人負担とする)

別表3 非常勤役員の報酬

- ・理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律壹万円までの範囲内
(源泉税部分は法人負担とする)

別表4 常勤役員賞与

- ・基準日在職の常勤役員の報酬月額(年額の場合、当該年額を12で除した額)×係数

別表5 評議員の報酬

- ・年総額壹百万円までの範囲内
- ・評議員会出席の都度、謝金として1人一律壹万円までの範囲内
(源泉税部分は法人負担とする)

別表6 評議員解任・専任委員会の交通費

- ・評議員解任・専任委員会に出席の都度、一人一律で日額三千円とする。が、交通費の実費がこの額を超える場合には、その実費とする。

役員報酬の役位別上限額表（年額）

役 位	医師の場合	医師以外の場合
会 長	19,200,000 円(第 51 号) 100%	16,320,000 円(第 39 号) 85%
副 会 長	18,240,000 円(第 47 号) 95%	15,360,000 円(第 35 号) 80%
専 務 理 事	17,280,000 円(第 43 号) 90%	14,400,000 円(第 31 号) 75%
常 務 理 事	15,360,000 円(第 35 号) 80%	12,960,000 円(第 25 号) 68%